

野田市虐待防止条例（案）に対する意見募集の結果について

パブリック・コメント手続によって寄せられた意見と市の考え方は、次のとおりです。

1 政策等の題名

野田市虐待防止条例（案）

2 意見の募集期間

令和5年10月16日（月曜日）から令和5年11月14日（火曜日）まで

3 意見の募集結果

①提出者数・意見数		3人	16件
②提出方法	直接持参	0人	0件
	郵送	0人	0件
	FAX	1人	14件
	Eメール	2人	2件
③政策等に反映した意見			3件

4 意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
1	「児童の面前DVは児童虐待」とされていますが、この条例には配偶者等に対する暴力、虐待対策がないが、入れるべきではないでしょうか。入れていない理由があるのでしょうか。	第17条第2項において、児童虐待とDVが相互に関連して行われていることが多い現状を踏まえ、一体的に対応することとしております。	修正無し
2	野田市虐待防止条例（案）第13条（送致及び援助の求め）について、追加を検討していただきたい文言がある。 （4）虐待を受けていると児童本人から関係機関若しくは関係団体に連絡があったとき。 以前、ネット上で柏？だったか児童相談所のA4の文書を見つけた（そのPDFを探しているが見つからずこまっているが）。その文書は、虐待をした親に、親がした行為を虐待と思うかどうかについてのアンケートをまとめたものであった。	市では、子どもが親から離れたいという意思表示をしている場合、児童相談所に送致しているため、第13条に次の1号を追加します。 （4）児童自身が保護又は救済を求めている場合	修正有り

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
	<p>虐待をした親の20%は、「暴力を振るってしまったと思うし、虐待にあたる行為だと思う」と回答し、虐待をした親の60%は、「暴力を振るってしまったと思うが、虐待にあたる行為だとは思わない」と回答し、虐待をした親の20%は、「暴力を振るったとも思わないし、ましてや虐待にあたる行為だとは思わない」と回答した。</p> <p>虐待をした親のうち20%は、自分たちの行為は嫉のつもりでの行動であり、暴力ではないし虐待にも当たらないという意識なのである。</p> <p>短所ですら気を付けようと意識していても治らないのに、暴力も虐待も認識していない人に虐待を止めさせることなどできるはずがない。それより、現在虐待を受けている児童からの告白だけで、虐待をしている人間から児童を引き離すことが出来るようにしなければ、栗原みあちゃんと同じ悲劇を繰り返すだけである。</p> <p>子どもが親から離れたいという意思表示をしているのであれば、それだけで親から離すことが出来なければ全く意味がないと考える。</p> <p>もし、子供が単に親から離れたいだけで嘘をついているかとも思ってもそれは気にする必要はない、なぜなら、虐待されていなければ親から引き離されてしばらくたつと、施設での生活が窮屈になり、親元に戻りたいと子供が言</p>		

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
	<p>うはずだからである。それよりも、親元に帰りたくないと言っている子供を親元に返すことほど残酷で愚かなことはないと考える。</p> <p>子どもの人権を尊重するのであれば、虐待を受けている子供については、親の同意などなく、子供の意思のみで親から離れることが出来なければ意味がないと考える。</p>		
3	<p>第1条（目的） ～虐待のない社会を確立し実現することを目的とする。に、変更したら如何でしょうか。 （理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・～「」「」の条文挿入は、良いと思いますが、スローガンのように写ってしまうような気がする。 ・「」「」を前文に組み入れたら如何でしょうか？ ・又は、「」「」を一項目にし、その前に「安全で安心な街」が野田市一番の基本だと思います。 ・目的は「虐待のない社会を確立し実現すること」で市民には、十分判ると思います。 	<p>本条例の目的は、虐待のない社会を確立することであり、その目指す姿について、一步踏み込んだかたちで、健康スポーツ文化都市宣言に合わせ、「夢のある住みよいまち」・「元気で明るい家庭を築けるまち」といたしました。</p> <p>また、目的は「虐待のない社会を確立し実現すること」で市民には、十分判るとのことですが、市といたしましては、より具体的な目的といたしました。</p>	修正無し
4	<p>第2条（定義） （5）の関係機関には警察署・消防署は含まれるのでしょうか。 （8）の関係団体には、野田市民生委員児童委員協議会及び法定単位地区民生委員児童委員協議会は、包含されるのでしょうか？</p>	<p>警察署、消防署、野田市民生委員児童委員協議会（法定単位地区民生委員児童委員協議会）は関係機関に含まれます。</p>	修正無し
5	<p>第3条（基本理念） ・被養護者等の「等」には、当然児童・高齢者・障がい者の他に一般人も含まれる認識で良いので</p>	<p>御意見のとおり、基本理念においては、児童、高齢者及び障がい者に限らず全ての方を対象としております。</p>	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
	しょうか？例えば、一般人の夫婦間、嫁姑間など。		
6	第4条（市の責務） ・市とは、市のどの部署を指すのでしょうか？市職員全体を指しているのでしょうか？定義に含めた方が、市民には受け入れやすいのではないのでしょうか？	本市の条例において、市とは、地方公共団体としての野田市を指しており、特定の部署や職員を指しているものではございません。	修正無し
7	第10条（通告及び相談） ・第1項中「～と思われる児童を発見した者は～」は、「～と思われる児童を実見・見聞した者は、躊躇なく速やかに市又は警察に通告しなければならない。～」とする。 （理由） 児童委員は誰か、児童相談所は何処にあるのか連絡先はすぐに判りづらいのでは？	「発見」は、新たに見つけることであり、見る、聞く、直接、間接を問わないため、「実見」「見聞」より広い意味になること、「警察」については、児童虐待における通告受理機関ではないこと、「児童委員を介して」については、児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項に規定されている動きであり、これを除く理由がないことから、これら意見について、案の修正はいたしません。「躊躇なく」につきましては、通告に関し重要であり、国でも発出していることから、頂いた御意見のとおり修正いたします。	一部修正有り
8	第10条（通告及び相談） ・第5項、大声などは？	第5項は、関係機関が児童相談所に通告しなければならない場合の例示となりますが、大声や怒鳴り声のほか、結果として猫の鳴き声であっても虐待の可能性があれば、躊躇することなく、児童相談所に通告する必要があることから、第10条に次の1号を追加します。 （5）不審な大声や怒鳴り声、大きな物音により児童虐待が疑われる場合	修正有り
9	第11条（緊急受理会議） ・第2項、課長～以下、実際に相	担当ケースワーカーが、実際に相談を受けた担当者であり、訪問を	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
	<p>談を受けた担当者、若しくは訪問をした担当者は？上席もしかりですが、実際の担当者の意見が重要！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課長→部長→警察とあるが、効率的・効果的を考慮すると、遅きに失さないか？ 	<p>した担当者となります。また、担当部長への参加等の求めについては、命に危険があるなど、危険性の評価が高いと考えられる虐待対応として、迅速かつ高度な判断を行うために必要なものです。なお、警察への求めについては、同時並行で実施しています。</p>	
10	<p>第12条（安全の確認）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2項、48時間を経過する（第4項を除く）までに と付記する。 	<p>第4項については、通告又は相談を受けた日中、若しくは、48時間を経過するまでに児童の安全確認をするために、帰省先等の市区町村に対し、依頼するものです。</p>	修正無し
11	<p>第14条（情報の共有）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・～関係機関？と連携して～ ※民生委員は？ ※守秘義務の遵守の文言の挿入は？→以下、第3章・第4章も同様。 	<p>民生委員の守秘義務については、民生委員法第15条に規定されております。</p>	修正無し
12	<p>第15条（実務者会議）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2項、～実務者会議の構成員～ ※第2条（13）を付記した方が判りやすい 	<p>実務者会議は、要保護児童対策地域協議会の中の一つであり、要保護児童対策地域協議会については、第2条第13号で定義しております。</p>	修正無し
13	<p>第16条（個別支援会議）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2項、参加しなければならない人員を明確にした方が判りやすい。例えば、担当地区児童委員、民生委員（含む地区会長など） 	<p>個別支援会議の構成員は、当該事案の支援に必要な関係者としており、事案によって異なるため、敢えて幅を持たせています。</p>	修正無し
14	<p>第21条（児童虐待防止推進月間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月間を設けるのは良いと思います。子ども家庭庁との同時期に設けていただきたい。 ※広報・啓発運動、研修・講演など実施するにあたり予算の付与が必要になると思うが？ 	<p>市の児童虐待防止推進月間については、子ども家庭庁のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンに合わせて、毎年11月としています。また、予算については、毎年度の予算編成作業の中で、必要な予算の確保に努めてまいります。</p>	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
15	<p>第28条（情報の共有）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2項、～民生委員と連携してとの条項を、関係機関とした方が幅広くなり良いのでは？ 	<p>民生委員へ提供する高齢者名簿について規定しているものです。</p>	<p>修正無し</p>
16	<p>本条例は、あの痛ましい悲劇を二度と起こさない為には、この位の細微に亘る条文が必須であろうかと思慮するが、条文にたどり着くまでに時間経過しないよう、即刻の行動を願います。</p>	<p>虐待対応に当たっては、市独自のマニュアルを作成し、職員に周知徹底を図ることで、迅速な対応に努めてまいります。</p>	<p>修正無し</p>